

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	資料番号	15	担当課	水産課
			8 - 1	許認可等の内容	特定水産動物育成事業に関する認可	
沿岸漁場整備開発法 [昭和49年法律第49号 改正 昭和53年法律第87号 昭和58年法律第61号 昭和62年法律第87号]						
(特定水産動物育成事業に係る意見の聴取)						
第十条 都道府県知事は、第八条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。						
(特定水産動物育成事業の認可の基準)						
第十一条 都道府県知事は、第八条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。						
一 基本計画(第七条の二第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)の内容に適合するものであること。						
二 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が当該特定水産動物の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)を行うために適切なものであること。						
三 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。						
四 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則を定める手続が法令又は定款若しくは規約に違反しないものであること。						
五 その申請に係る育成水面の区域の全部又は一部が既に定められた育成水面の区域又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十四条に規定する保護水面の区域で当該特定水産動物に係るものの全部又は一部と重複しないものであること。						
沿岸漁場整備開発法の運用について [49水漁第2086号昭和49年5月25日 改正 58水振第3062号昭和59年2月1日 水産庁長官通達]						
5 特定水産動物育成事業の認可						
都道府県知事は、法第8条及び第12条の規程による特定水産動物育成事業の認可に際しては、特に次の事項に留意されたい。						
(1) 都道府県知事は、あらかじめ漁場利用調整協議会の意見を聴くものとする。						
(2) 育成水面の区域内に次に掲げる区域が含まれている場合には、都道府県知事は、あらかじめ水産担当部局が次に掲げる者に協議するよう措置し、協議が整った場合に限り認可するものとする。						

(様式5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	15	担当課	水産課
法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	8 - 1	許認可等の内容	特定水産動物育成事業に関する認可
<p>1の(1)のアの港湾区域 港湾管理者            1の(1)のウの水域 都道府県知事            1の(1)のオの水域 海上保安庁の地方機関            から までに掲げる海域以外の海域 海上保安庁の地方機関</p> <p>(3) 都道府県知事は、あらかじめ、水産担当部局が土木担当部局及び関係地方建設局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)並びに鉱業担当の商工部局と十分協議するよう措置すること。</p> <p>(4) 特定水産動物育成事業の認可基準を定める法第11条に関しては、特に次の事項に留意すること。            育成水面の区域の設定が不適当な場合や、育成水面利用規則で定める利用料の額が不当な場合には、法第11条第2号に該当しないものであること。            法第11条第4号の「法令」とは本法及び水産協同組合法を指しているものであること。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定